

いじめ防止対策委員会設置要項

平成26年 3月14日策定

坂町立坂中学校

1 目的

いじめの防止等について、校長が定めた「坂町立坂中学校いじめ防止等に係る基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

2 構成員

委員長を校長とし、副委員長を教頭とする。

指導教諭、各部・学年主任、養護教諭を委員とする。

校長は、必要に応じて本校の教職員及び心理・福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

3 組織図

本委員会の校内での位置づけを、別途定める（校務運営組織図）。

4 会議

校長は、このいじめ防止対策委員会を主宰し、会議を招集する。

5 いじめ防止対策委員会の役割

- (1) 校長の指導のもとに生徒指導部が基本方針に基づく年間計画を作成し、その実施について統括する。また、作成された年間計画について検証し、必要があれば修正する。
- (2) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (3) 校長の指導のもとに、生徒指導部がいじめの疑いに関する情報や生徒のいじめに関する問題行動に係る情報を収集・記録し、その情報を共有する。
- (4) いじめの疑いに関する情報があった時には、全教職員がいじめの情報を迅速に共有するとともに、生徒指導部が関係生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針について保護者と連携し、校長の指導のもとに対応を統括する。
- (5) 重大な事態が発生した場合、この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (6) 重大な事態が発生し、学校がその調査を行う場合、坂町教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。
- (7) その他、いじめ防止に係る組織的な取組を行う。

6 その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。